

令和2年度 周南市人権施策推進審議会（意見まとめ）

1 審議会日程 令和2年10月26日 ～11月22日

2 参加委員

委員（13名）	時津会長 山村副会長 高橋委員 山内委員 實近委員 福井委員 三坂委員 永山委員 又野委員 藤本委員 高木委員 長野委員 浅田委員
---------	--

3 事務局説明 市民意識調査結果の概要について

4 議 題

「人権に関する意識調査」結果を踏まえた今後の人権施策について

(1) 「人権に関する意識調査」の調査結果に対するご意見・感想について

会長

1. 調査の有効性について

平成20年度実施分と比較すると、有効回収率に9%ほど低下が見られるものの、令和元年度調査についても、対象者として抽出した2,306人中の874名から回答が得られており、一定の有効性は確保されていると評価。

2. 人権問題への理解と認知度について

令和元年度調査によると、周南市民の基本的な人権に関する認知度は88.4%と、前回調査時から引き続き非常に高い水準を維持。

山口県人権推進指針に対する認知度は34.8%とさほど高いものではない。当該推進指針についてよく知る回答者ほど、県内において人権尊重意識が定着していると評価する傾向にあることから、認知度の低さがそ

のまま県の推進事業が十分な成果を納めていないという結論を導くものではない。いずれにせよ、当該推進指針に関する認知度の向上は一つの課題である。なかでも、ホームページを通じた情報発信が認知度の向上にほとんど貢献していない点には対策と改善の余地がある。

周南市人権行政基本方針に対する市民の理解と認知度は、県の人権推進指針とよく類似した状況にあると評価。すなわち認知度の向上が課題であり、なかでもインターネットを通じた情報発信において大幅な改善の余地がある。

3. 人権侵害の実体験について

市民の人権侵害体験率は約22%であり、前回調査時と比較して変化がない。また県での調査結果ともほぼ同率である。内閣府が調査した全国平均（平成29年度調査）と比較すると6%ほど高いが、当該データだけでは、この差が解釈すべき意味を持つかどうか明らかではない。体験数が回答者の報告に基づいて計上される以上、「どのような体験が人権侵害に相当するか」という当事者の認識問題と切り離して解釈できないためである。

同様に、人権侵害の内容について、「地域・職場における仲間はずれ」、「名誉毀損・侮辱」、「公的機関や企業・団体による不当な扱い」、「差別待遇」等が上位項目として挙げられているが、これらは単純に事例の発生数が多いというだけでなく、それらがまさしく「人権侵害」に相当する事例であるという認知度の高さを反映している可能性がある。前回調査時と比較して「セクハラ・ストーカー行為」が伸びているのも、そのような認知度の高まりを示している可能性がある。

人権侵害を体験した際の対処法として、「黙って我慢した（対処なし）」が依然として6割超という高い割合を示す結果となったことは憂慮すべき結果であるだろう。ソーシャル・サポートとして血縁者や友人、職場の同僚・上司が比較的良好に機能している反面、自治体の担当部署や警察、法務局、人権擁護委員など公的機関の活用は伸び悩んでおり、対策が必要であると考えられる。

4. 個別分野ごとの人権課題について

女性の人権に関して「性別役割分業観」、「女性労働者の昇進・昇格」、「セクシュアル・ハラスメント問題」が、子どもの人権に関して「いじめ問題」、「児童買春」、「ネグレクト」が、高齢者の人権に関して「経済的な困窮」、「虐待被害」、「悪徳商法被害」が、犯罪被害者に関して「精神的な損害」、「メディア報道によるプライバシー侵害」、「噂話等による風評問題」がそれぞれ30%～60%という高い割合で挙げられている。これらは事件報道などでメディアが取り上げることも増えており、社会的な関心と認知度の高まりを示した結果であると考えられる。また「**性同一性障害**」に関する設問が新設されていることは、こうした社会的な問題関心に対応した取り組みであると評価。高齢者に関して「認知症に対する周囲の理解」、「障害者」に関して「虐待」や「プライバシー侵害」を問う設問が新設されている点についても同様に評価。

外国人、感染症患者、ハンセン病患者、同和問題の人権に関して、問題点の認識とは区別して、侵害事例の見聞状況についての設問を新設した点も、また評価できる。外国人および特定の感染症患者問題は、近年になってとくに実際に遭遇する事例が増加していると考えられ、反対にハンセン病患者および同和問題については遭遇事例が減少傾向にあるとみられるため、当該設問によって見聞割合を押さえておくことには大きな意義があると考えられる。

5. 人権教育・啓発への取り組みについて

①啓発活動への接触経路

周南市民が人権教育に触れる経路としては、広報紙・パンフレットが34%と最も機能しており、平成20年度調査から10%程度影響力を減じた新聞、テレビ・ラジオ等のマスメディア、および公共交通機関における展示広告がそれらに次ぐ結果となっている。一方で、社会的には普及と躍進のめざましいインターネット・ツールの活用は5.5%と、低水準にとどまっており、それらが結果としていずれの接触経路も持っていないという回答の底上げにつながっているとみられる。この回答は今回の調査で40%にまで達しており、伸び悩んでいるインターネット・ツールの活用形態を見直す等の措置を取るなど、積極的な改善がなされるべきだと考

えられる。

周南市が現在インターネットを通じて行っている啓発活動は、ホームページ (Web サイト) への掲載・告知による情報発信がメインになっているが、現在すでにこのホームページという形態そのものが、情報発信ツールとしてあまり有効ではなくなっている可能性が高い。ホームページ上の情報が人々の目に触れるためには、人々の方から当該サイトを訪れなくてはならないという基本的な問題点がある。何かのきっかけで一旦ブックマークがなされたとしても、そのブックマークを使って閲覧者が実際に来訪するかどうかは、その都度、彼らの自発的な意思と探索行動に委ねられている。サイトが情報更新したタイミングで訪れてくれるという保証もない。そうした環境下で情報提供を確実に行おうと思えば、サイト内に魅力的でしばしば更新されるコンテンツを準備して、定期的な来訪を習慣づけてもらわねばならなくなる。しかし、各種のエンターテインメント系サイトが乱立する中で、社会教育を目的にしたサイトがしばしば閲覧してもらい地位を勝ち取ることは、並大抵の努力と運営コストで実現できることではないと考えられる。

一方で、インターネットを通じた新しい情報発信の形態として SNS が活用されはじめて久しい。影響力のあるツールとして Twitter、インスタグラム、Facebook などがよく知られているが、これらのツールの最大の特徴は、双方向性と拡散性である。ホームページを通じた情報発信では、ホームページが各閲覧者と個々に繋がることになるが、これらの SNS では利用者同士が相互に繋がり、そのネットワーク上で爆発的に情報が拡散されていく特徴を持つ。情報の発信者と末端のユーザーが直接繋がらなくても、実社会での口コミ現象同様に、人づてに情報が伝達・拡散されていく。なかでも Twitter は、短い口語的なフレーズで投稿される習慣上、速報性にすぐれているといえる。このようなイベントを開催するよという告知をツイートすれば、フォロワー (ブックマーク登録者) の中で面白い・重要だと感じたユーザーが、これに「ハート (好き)」や「リツイート (再発信)」反応をする。する

と、そのユーザーのフォロワーからまた同様のアクションを行う者が現れる。これを繰り返すことで、ユーザー同士のネットワークを介してあっという間に爆発的な拡散を果たす。現在は若者たちを中心に、直接的な知人を介さずに興味のある商品・イベント情報に接する機会が増大しているし、自分から明確な興味と意図を持ってアクションを起こさなくても、気になる情報を拾う機会に恵まれ、そうした環境に馴染んでいるといえる。行政サービスも、このような社会環境の変化に対応した情報発信を採用していくことは、今後必須になるのではないかと考えられる。

ただし、上記のような情報発信手法にはいくつかの問題点もある。一つは、**SNS アカウントの管理・運営コストの問題**である。告知ツイートをまず見てもらうためには、一定数のフォロワーを獲得・維持する必要があるのはホームページと基本的に同様である。役立たない、魅力的な情報が得られないと判断されれば整理（フォロー解除）されかねないが、サイトのブックマーク削除よりも簡単に行われる可能性がある。Web サイトよりも速報性に富み、更新頻度を期待されるツールであるがゆえに、アカウントの活動性が求められるだろう。当該ツールを有効活用していこうと考えるなら、専用の担当者を配置するなどの措置が必要になるかも知れない。

こうした管理コストの問題とならんで**リスク問題**もある。昨今は自治体のゆるキャラ名義で Twitter アカウントを開設して情報発信を行わせるケースも増えている。大半は、その親しみやすさから広報活動を盛り上げることに成功しているといえるが、なかにはアカウントの担当者が過激なツイートを行ったことで、炎上事件に発展したケースなども見られる。フォロワーの獲得・維持にエンターテイメント性の高いツイートを織り交ぜることは有効であるといえるが、行きすぎた発言・失言などがあれば、一気に拡散され取り返しの付かないことにもなりかねない。こうした SNS 活用上のリスク面には十分に注意する必要があるだろう。

②講演会・研修会・学習会への参加経験

例年、市内の各地区で多数の啓発イベントが開催されている一方で、83.2%の市民がこれらの学習機会を利用した経験がない。その一方で、教職員や公務員など特定の職業・職場においては複数回の参加経験がみられるなど、市民間で利用実態に格差が生じていることがわかる。個々の職場に対して、こうした学習機会の意義と重要性を認識し、雇用の参加を支援するアクションを取ってもらうよう、人権施策の推進を働き掛ける必要があるだろう。また同様に、経営者や自営業者の参加を促すような仕組みの導入も必要であると考えられる。

③今後の人権推進活動の方向性と取り組むべき人権課題

今後の人権推進活動においては「学校における人権教育の充実」、「職場における人権研修の充実」が望まれるとともに、「市民が利用しやすい相談・支援サービスの整備」が求められている。この結果は平成20年度の調査時と同様であるといえ、現在の取組みを継続しつつ、さらに深めていく必要があると考えられる。

取り上げるべき人権課題としては、「非正規雇用問題」が首位を占める状況に変わりはないが、「ストーカー問題」や「性的指向問題」の回答率に5%強の増加がみられる。このことは当該問題に対する社会的関心が高まっており、市民においても人権問題に相当する事例であるとの認知度が向上したことを示す可能性がある。現時点では、当該領域における人権侵害事例の増加を示すとの積極的な証拠はないと考えられる。

委員 もっと人権についての情報を知ってもらう必要があるように思いました。

委員 緻密な調査を実施されており、市民の人権意識、人権に関する課題などが把握でき、また、今後の人権施策などを検討する上で参考とすべき資料と考える。

人権を侵害されたときの対処法において、「法務局や人権擁護委員に相談した」という割合が低く（1.6%）、少なからずショックを受けた。

講習会、研修会、学習会などへの参加経験について、「ない」という回答の割合が高いが（83.2%）、この点を改善していけば、今まで以上に人権感覚、人権意識の向上を図ることができると感じた。

委員

人権尊重意識の定着状況が低い理由の一つとして、自身の置かれた生活環境に満足せず、不満・不公平感を持っている人がいるとも考えられる。

人権を侵害された際の対処法としては、親しい友だちや職場での相談が身近である。定職をもっている人は、仕事を休んでまで公的機関などへ出向いて相談するというのを躊躇するのほうなずける。しかし、人権を侵害されたと感じても「黙って我慢をした」という割合が大きいのは見過ごせないことである。地域での問題は自治会長や民生委員に相談することを勧めるが、地域で気軽に相談し合える環境がないのかも知れない。最近は自治会に入らない人も多く見られるようになったとも聞く。地域での繋がりが希薄になっているのではなかろうか。

啓発活動への接触度が低いのは、人権尊重意識の定着状況が低いという結果とも関連があるだろう。日常的に目に触れるものを人権意識をもって見ていないということでもあるだろう。

講習会、研修会等への参加者は一部の人に限られる。小学校や中学校で開催される人権講演会でも参加の保護者は数少ない。授業参観だけ終えて人権講演会の時間帯は職場に戻るといふ保護者も少なくない。市が開催する講習会・研修会への参加者は定年退職後の仕事をもたない人や高齢者が多くを占める中、毎年のように人権講演会に参加している人もいる。より広く一般市民へ参加を働きかけることが重要だと考える。

委員

回収率の低下がまず問題ではないか。各々の調査にはその時代の流れが少なからず反映されていると思うが、子どもに関する人権侵害は最近特に多いと感じている。大きな事件にもなっているがしつけと称した虐待やネグレクトによる虐待は身近でも聞くことがある。親世代への啓発が必要である。

委員 アンケートが、職業や年齢等で詳しく回答を求めているので、報告書を見ると職業や年齢の違いで、人権に関する意識が大きく異なることがよくわかる。せつかくここまでの調査をされたのだから、この調査結果を活用して、今後の周南市の人権教育の推進に役立ててほしい。数値が高い＝結果がよくない・・・ではなくて、以前よりも様々な人権課題に対して関心をもつ人が増えてきたとも考えられる。

委員 10年前なら人権侵害の扱いにされなかった事象も、現在は認識されるようになった。

人々の主義主張が多様化し、それが広く取り上げられるようになった。

学校現場に特化すれば、いじめ等に関する週1調査が定着し、早期発見早期対応を実践しているのので、10年前より件数は少なくなった実感はある。

委員 人権を侵害されたと思ったことがある人が21.9%いるのは、率直に多いと感じる。人権侵害行為をしないように、人権意識を高める活動の必要性を感じた。

人権侵害に対して、黙って我慢した人が61.8%である。身近な人に相談できない場合、相談先がわからないで苦しむことがないように、相談機関の役割を啓発する必要がある。

「問題と思うこと」については、身近なことやマスコミ等で多く取り上げられるものが多くなるという印象を持った。

委員 高齢者の課題において、「悪徳商法被害」については、地域包括支援センターが関わるケースで、新聞購読の問題を聞くことが多い。販売員が自宅訪問して購読契約を締結はしているが、80歳を過ぎた高齢者と5年契約を結んでいたり、また他には他社の新聞契約が入っていたら、その契約が終わった日時で次の契約を結んでいたりしているケースはよく聞く。認知症があり購読ができない事実を伝えても、「契約だから」と解約が難しく。施設入所に至るまでやむなく、購読を継続しているケースがある。

「病院・要介護施設での虐待」については、認知症があり、一般病院に入院した時に、指示なく動いてしまい転倒したことによる骨折を理由に、抑制帯でベッドに縛り付けたり、点滴抜去してしまい適切な治療ができないことを理由に両手にミトンを装着させられる等がある。身体拘束をすることで心身の機能低下は進行していくことは明らかであるため、身体拘束ゼロに向けた、ケアの方法を見直していく必要があると感じている。

「認知症」については、行政や地域包括支援センターで、各地域（企業や学校、地域住民などを対象）で認知症サポーター養成講座を実施し、参加者に認知症への理解を図ってもらうことで、認知症になっても住みよい町をつくるのが可能となる。ただ、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座の開催が思うようにできていないのが課題となっている。

「高齢者の入居制限」については、身寄りがないケースや、身寄りがあっても関りを拒否する家族も多く、そうした場合、施設入所が必要になった時にスムーズに高齢者施設（有料老人ホームや介護保険施設など）に入居できない場合もある。

委員

本調査は、約 2,300 名分のデータを取った非常に貴重な内容であり、結果をよく考察し周南市として本調査を活かすことが必要である。特に、**女性や子どもに関する人権上の問題への対応、昨今の高齢者を対象とした特殊詐欺の増加対応、障害者への働くための支援、LGBT への理解と対応など**、必要な内容は多岐にわたる。

個人的な見解だが、これだけ女性活躍が世間で言われている中で、未だに**固定的な役割分担意識**を押し付けられる結果が前回より増加しているのは驚きであった。

県や市は人権教育・啓発に積極的に努めていると思う。ポイントを絞りながら継続的に進めていく事が重要だと感じた。

委員

同和問題に関して言えば、結婚関係・差別的言動が 1 割～2 割程度、実態があり、属性別に見ても年齢層など幅広いことから、未だに根深い問題で

あることを肝に銘じ、少しずつでも問題を解消していけるよう、これからも努力して取り組みたい。

委員 同和問題（部落差別）に関して、未だ結婚などの差別は残っている。今回の調査結果を踏まえた上で、行政の一層の取組みとともに、あらゆる差別の撤廃に向けて、より尽力していく。

（２） 今後の人権施策へのご意見について

会長 人権課題について、市民の意識や関心が高まっている一方で、研修会などの学習機会の利用者が公務員や教員など、一部層に限られているのは非常にもったいない（参加者の固定化）。市は、マスメディアや SNS などの活用法を見直し、若者世代を含めたより広い層を取り込んでいくべきだろう。それと並んで個々の職場においても、雇用者の参加を促し支援するよう、協力を要請する必要があるのではないかと。もちろん経営者や自営業者の参加を促すような仕組みの導入も必要だろう。そうした土台がなければ、働き盛りの世代に学習機会を提供していくことは難しいのではないかと。

委員 人権に関する認知度を上げるためには、テレビのニュースでの取材や特集などの企画等を立案するのが効果的なのではないかと思う。

ネットでの情報公開（発信）は、もともと人権に興味がある人しかその情報に接することがないため、広く周知してもらうには向かないと思う。テレビやラジオであれば、興味を持っていない人も視聴してくれる可能性が高いので、コストはかかるかもしれないが、マスメディアでの周知も検討する価値はあるかもしれない。

委員 官民、地域が一体となった人権に関する講演会、研修会、学習会などの推進を図る。

人権に関する機関の連携を深め、重複した取組みを避けた一体感のある施策を実施する。

人権尊重に係る広報につき、マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞等）を活用した継続的な取組みを実施する。

低年齢（小学校）から、いじめ問題を中心とした人権感覚を涵養する取組みを行う。インターネット上における差別発言、ヘイトスピーチ等に対し適切な規制を行う。

委員

市民にとってより身近な施策が大事であると考えている。地域住民の状況を把握し施策を進めるためには、コミュニティ・自治会への働きかけが有効であるのではないかと考える。全国的に地域の防災活動の重要性が取り沙汰されている。防災は人権問題と深い関わりがあると考えている。市の各課の横の連携で、複合的なイベントを企画するのも一案ではなかろうか。今年度はコロナ禍で、様々な行事・イベントが中止になった。来年度は、コロナ禍での施策が求められる。調査結果に基づき、喫緊の課題を見極めて取り組むと良いと思う。

委員

相談窓口の充実の点では、意識調査にもあるように公的機関への相談が少なすぎる。これは人権問題を扱ううえであまりにもお粗末な実態だと思う。

人権意識の調査は大切だが、問題が起きた時の対応がいかに行えるかがさらに大切ではないか。啓発活動についても見直しが必要ではないか。

委員

アンケートの結果から、人権に関する意識は高まってきているが、講演会や研修会への参加には、まだまだつながっていないことがうかがわれる。

「人権」と冠についてしまうと、難しく感じたりする傾向があるので、今後は、短時間で、気軽に参加できる「ミニ研修」を数多く実施するとよいのではないかと考える。

子どもたちにも、漠然とした内容でなく日常生活の中での人権の課題について、学年に応じて指導していきたい。まずは子どもたちが人権の課題

を「知る」、次に「正しく理解する」、そして「自らが考えて行動できる」子どもたちを育てていきたい。

委員 ネットに関する人権意識感覚を高める研修。
新型コロナウイルス関連の人権侵害禁止の啓発。

委員 人権侵害を受けた内容として、仲間外れや名誉棄損が多いことから、人権問題の認識以前に、人権感覚の希薄さを強く感じる。大人も子どもも含めて「相互に尊重されるのが当たり前という文化」を地域全体に醸成することが重要ではなかろうか。

人権にかかわる様々な具体的な問題の存在を認識してもらう活動は重要だが講習会や広報は、一部の関心のある人にしか届かない状況。SNSやネットニュースが情報源になっている人たちへのアプローチが重要と思う。

委員 新型コロナウイルス感染症患者及びその家族、並びにその治療に当たる医療従事者及びその家族に対して、いわれのない誹謗中傷が生じないように、啓発を十分に行ってほしい。

委員 高齢者虐待は、高齢者の権利を侵害する行為であり、絶対にあってはならない。虐待を受ける被虐待者の多くは、認知症を発症していることが多いことは、全国的な統計においても、事実としてある。核家族化が進んでおり、子どもたちも高齢者と接することは少ないため、これまで以上に認知症の理解について難しいと思われる。小学生の頃から認知症教育は必要と考える。

委員 人権講演会などの開催実績を見ても年間約1万6千人の市民が受講している。15万人弱の人口の中では相当なボリュームであり、市としては大変だろうが、今後も継続して取り組むことで、市民全体への認識が深まると思う。

また、継続に当たっては、時代に応じたテーマを取り上げることで、市民の関心や共感も得られるのではないかと考える。

コロナ禍において、講演や研修の開催は困難ではあるが、Web やパンフレットなどを活用して、今後も頑張っていたきたい。

委員 今回の意識調査では、依然として、差別等を受けているという現状が数値として挙がっているので、引き続き、学習講座などを通じて、教育・啓発に努めてもらえればと思う。

委員 同和問題（部落差別）に関して、依然として差別が存在している実態がある中、引き続き、一層の教育・啓発が求められる。

(3) その他

委員 人権擁護委員として相談に応じる際、相談者の中には自分が公的機関に相談していることを他人に知られたくないと思っている人もいるということを実感する。法務局や特設相談所で人権擁護委員に気軽に相談できるような環境を考えることも大切だと思った。

少人数による参加型人権研修を数多く企画するのも良いのではないかと感じている。

委員 人権問題があまりにも多岐にわたっているので問題が絞れず、意識が拡散し、意識が薄れていっているように思う。憲法に謳われている基本的人権が骨子としてあれば、一人ひとりだれでも守られるべきだとシンプルに考えられないものだろうか。

委員 障害のある人に関する人権上の問題点では、教職員の6割が働く場や働くための支援が十分でないと答えているが、「障害の程度」の認識が他

の職種と異なっているためと考える。障害の程度が軽度の方や手帳を持っておられる方は、国の施策によって就労が可能になることが多いが、学校現場で配慮や支援が必要な「グレーゾーン」や手帳をもたない「発達障害」の子どもたち、また保護者が医療につながろうとしないために診断が出ない子どもたちは、進学も就労も難しいのが現状である。

委員 「人権」という言葉自体に、それぞれのイメージがあって、なんとなく難しそうな印象をもつ人も少なくないと思う。一般向けの活動の中ではとっつきやすいように、敢えて「人権」と言わないことも検討されてはいかがだろうか。

委員 地域包括支援センターとして、高齢者の権利擁護業務は必須であるため、行政と連携を図り事業運営していくことが出来ればと思う。

委員 コロナ禍において企業でも研修や教育する機会が減少している。コロナ対策を行ったうえで、必要な教育は進めていくべきと考える。
その中にはもちろん人権についても教育する場、知ってもらう場が必要であり、知恵を絞りながら継続して取り組んでいきたい。

(4) まとめ

会長 令和元年度に実施された意識調査報告では、市民が人権問題に対して一定の関心を抱き、意識を高めている状況が確認された。これらは周南市がこれまで推進してきた人権施策に一定の有効性があったことを示すものであると評価できる。

そのように人権問題に対する社会的関心が高まり、講演会やワークショップなど豊富な啓発学習イベントが開催されてきた一方で、教職員や公務員など一部の職業・組織を除くと参加者が伸び悩んでいる現実もある。「人権」という語がもたらす難解そうなイメージを払拭すること

や、時代に合致した話題を取りあげて市民の関心をよりひきつけること、テレビ・ラジオと並んで SNS など若年層に身近なツールを採用するなど情報発信手法の見直しを行うことが急務となるだろう。さらに、コロナ禍の中で開催可能な新しい研修会のスタイルも模索していく必要がある。

また、深刻な問題点として、いざ市民が人権侵害の当事者となった際に支援・保護するしくみが、まだ十分に機能していない現状を指摘できる。被害者の 6 割以上が誰にも相談せずに耐える選択をしているのは、公的機関が設置している相談窓口に対する認知度の低さや、自治会など地域の中に身近な相談先がないことが原因であると推察される。それぞれの相談窓口で受けられる支援・保護内容の周知とともに、地域の中に利用しやすい身近な相談機関の設置も進めていく必要があるだろう。相談に応じるだけでなく、調査や介入に動く姿勢も必要であるかもしれない。学校におけるいじめ発生件数の低減に、調査に基づいた「早期介入」が功を奏していることから、そのように推察される。

今後、特に重点的に取り組んでいくべき人権課題として委員から挙げられたのは、子どもに関する人権侵害に対する親世代への教育啓発、高齢者の虐待・悪徳商法被害などの防止のための認知症教育、女性・子ども・高齢者の特殊詐欺の増加対応・障害者への働くための支援・LGBT の理解・対応など多岐にわたる人権課題、インターネット上での人権侵害に関連した教育機会の充実、コロナ感染者および医療従事者に対する差別の抑止、軽度の発達障害など、支援対象から漏れやすい生徒の進学・就労支援、同和問題などであった。

以上を踏まえて、審議会として次のように市へ提言を行いたい。

1 啓発事業について

- (1) 啓発手段として、インターネット（SNS）やマスメディア（テレビ・ラジオ・新聞）などの媒体を有効に活用し、情報発信を図りたい。
- (2) 啓発事業について、喫緊の地域課題（例えば防災など）と多様

な人権課題を関連付け、関係機関や地域と連携した事業を企画するなど、市民に身近な施策として効果的な啓発に取り組まれない。

- (3) 新型コロナ感染者や医療従事者などへの誹謗中傷や偏見・差別等の防止に向けて、正しい知識の普及・啓発に取り組まれない。

2 人権教育・研修について

- (1) 講座などの参加者の固定化の解消とともに、市民が気軽に参加でき、市民への関心・共感が得られ、全ての市民が人権学習の機会を等しく得られる教育・研修事業を検討されたい。
- (2) 経営者、自営業者を含む企業、職場に対して、人権学習機会の意義と重要性の周知とともに、人権施策への参加を促す仕組みを検討されたい。
- (3) 子ども、女性、障害者、高齢者（認知症対策）、同和問題などの多岐にわたる課題とともに、LGBT の理解・対応やネット上での誹謗中傷、コロナ差別といった新たな人権課題についても継続的に取り組まれない。
- (4) コロナ禍において、開催方法（新しい研修会のスタイルなど）等を工夫し、継続的な教育・研修を実施されたい。

3 相談支援体制について

- (1) 各種相談窓口のより一層の周知を図り、利用しやすく誰もが相談窓口につながるができる環境づくりに取り組まれない。
- (2) 多岐にわたる複合的な人権課題への対応として相談窓口間や関係機関における連携強化を図られたい。

以上、委員の皆様にはたくさんの御意見をいただき、有難うございました。

市には、今回の意識調査結果や審議会の意見・提言を、今後の人権施策の推進に生かしていただくようお願いします。